

平成30年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成30年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 日本原子力研究開発機構における平成29年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は4,336件、契約金額は1,227億円である。このうち、競争性のある契約は3,989件(92.0%)、1,031億円(84.0%)、競争性のない随意契約は347件(8.0%)、196億円(16.0%)となっている。

研究開発業務を考慮した随意契約も含めた合理的な契約手続として、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月閣議決定）」において、「一般競争入札を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において、明確化し、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること」との方針が示されたことに基づき、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを参考に随意契約における「特命クライテリア」について（20（達）第29号）を平成26年度末に改正した。これに基づく新たなクライテリアを適用した競争性のない随意契約を76件（件数割合1.8%）実施した。

研究開発の特殊性を考慮した新たな「特命クライテリア」の適用を進めている一方で、競争性のない随意契約の契約全体としては、平成28年度と比較して件数割合で0.1ポイント減少した。

なお、金額割合（2.5ポイント増）については、契約手続の合理化の観点から、もんじゅの設備・機器の点検・保守に係る契約について、平成26年度に締結した複数年契約が契約満了となり、平成29年度に改めて契約したためである。

表1 平成29年度の日本原子力研究開発機構の調達全体像（単位：件、億円）

	平成28年度		平成29年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(83.9%) 3,463	(79.6%) 749	(83.1%) 3,605	(73.1%) 897	(4.1%) 142	(19.8%) 148
企画競争・公募	(8.0%) 330	(6.9%) 65	(8.9%) 384	(10.9%) 134	(16.4%) 54	(106.2%) 69
競争性のある契約（小計）	(91.9%) 3,793	(86.5%) 813	(92.0%) 3,989	(84.0%) 1,031	(5.2%) 196	(26.8%) 218
競争性のない随意契約	(8.1%) 333	(13.5%) 127	(8.0%) 347	(16.0%) 196	(4.2%) 14	(54.3%) 69
合計	(100%) 4,126	(100%) 940	(100%) 4,336	(100%) 1,227	(5.1%) 210	(30.5%) 287

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2） 比較増△減の（ ）書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

（2）日本原子力研究開発機構における平成29年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになり、1者以下の契約件数は2,147件（65.0%）、契約金額504億円（61.4%）である。

平成28年度と比較して、一者応札・応募の件数割合（1.8ポイント減）については、契約監視委員会からの提言を踏まえ、競争性の更なる向上のための各種取組（公告期間の十分な確保、分かりやすい仕様書作成、電子入札の更なる活用等）を継続実施するとともに、平成28年度から新たに策定した取組（年間発注計画の作成及びホームページへの掲載、応札者実績リストの作成、応札しなかった企業へのアンケート調査、関係法人との契約の適正化等）についても継続して実施してきており、少なからず取組の効果が表れていると考える。

なお、金額割合（7.7ポイント増）については、大規模施設の内装設備及び計装制御設備等の製作契約において、一者応札となったことが大きな要因である。

表2 平成29年度の日本原子力研究開発機構の一者応札・応募状況（単位：件、億円）

		平成28年度	平成29年度	比較増△減
2者以上	件数	986 (33.2%)	1,154 (35.0%)	168 (17.0%)
	金額	311 (46.3%)	317 (38.6%)	6 (1.9%)
1者以下	件数	1,988 (66.8%)	2,147 (65.0%)	159 (8.0%)
	金額	360 (53.7%)	504 (61.4%)	144 (40.0%)
合計	件数	2,974 (100%)	3,301 (100%)	327 (11.0%)
	金額	671 (100%)	821 (100%)	150 (22.4%)

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2） 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争又は公募）を行った計数である。

（注3） 比較増△減の（ ）書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1. の分析を踏まえ、重点的に取り組む分野及び取組内容は、以下のとおりとする。

(1) 適正な調達手続の確保

一般競争入札における応札者を拡大し、更なる競争性の確保等を図ることとし、次の取組を継続実施する。

- 最低公告期間の十分な確保（最低価格落札方式は、原則 20 日以上）
- 業務請負等の受注者準備期間の十分な確保
- 応札者に分かりやすい仕様書の作成・仕様書及び発注単位の総点検
- 入札条件等の総点検
- 電子入札の全契約への適用（業者事情により実施できない場合は除く。）
- 業界団体等への入札情報の提供
- 予定価格設定方法の見直し
- 応札者実績リストの作成
- 年間発注計画の作成及びホームページ掲載
- 一者応札案件に対し、応札しなかった企業へのアンケート
- 一者連続受注案件に対する、コスト分析等に資する履行実績調査の実施
- 人件費及び物件費データベースの更なる充実
- 関係法人との契約の適正化

さらに、一般競争入札における実質的な競争性が確保されているか否かについて検証するため、落札率が 100%等、高落札率となっている契約案件についての原因の分析・検討を実施し、必要に応じて予定価格の設定方法の見直し等の対策を講じる。また、連続して一者応札・応募が継続している契約案件についての分析・評価を行い、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約も含めた合理的な契約手続を実施する。

【評価指標：一般競争入札における落札率 100%の削減、研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続への移行】

(2) 一括調達・単価契約の推進

環境負荷の少ない物品等の調達を実施するとともに更なる契約事務の効率化及び経費節減を図るため、機構内における単価契約を含む一括調達の取組を継続実施する。

【評価指標：対象範囲の拡大検討】

(3) 職員等のスキルアップ

契約業務に係る初任者向けの契約初任者研修及び実務者向けの契約実務者研修を開催することで、契約事務の基礎知識、応用力等を習得させることにより契約部門の生産性の向上に努める。

【評価指標：開催回数 1 回以上/年】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の徹底

随意契約を締結することとなる案件について、法人内に設置されている契約審査委員会により、「随意契約によることができる事由」（会計規程）との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、事前の点検を実施する。

【評価指標：契約審査委員会による点検件数：少額随意契約基準額超全件】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

契約に係る内部規程等の点検、外部講習受講等により、不祥事発生の防止に取り組む。また、懸案事項の発生、規程等の改正を実施した場合は綿密な連携強化及び共通認識を図るため契約担当課長を対象とした会議を実施する。さらに、契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどに着眼し、契約審査を実施する。加えてリスクマネジメントを推進することにより、契約業務に係るリスクを抽出し、必要に応じて対策を講じる。加えて各拠点の契約請求発注部署を対象に発注計画に対するヒアリングを実施するとともに経費節減の検討や契約の適正化に関する説明会を実施し、契約の競争性、透明性及び公平性の確保に努める。

全職員に対して研究不正防止及び入札談合の未然防止の観点からeラーニング等の教育・啓蒙活動を実施する。

(3) 利害関係者等との接触に関する取組

利害関係者等と職務に関し接触する場合における留意事項等を遵守し、職務遂行の公正性を確保するとともに、利害関係者等との接触記録を機構ホームページで公表する。

また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口及び離職役職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度を継続する。

これらの規定や外部通報窓口等が有効に機能しているか等について、引き続き監視・検討していく。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させる。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組む。

総括責任者 総務担当理事

副総括責任者 総務部長、契約部長

メンバー 戦略・国際企画室長、財務部長、契約部次長、研究連携成果展開部長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（随意契約判断基準「特命クライテリア」）、2か年度連続の二者応札・応募案件及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に定められた入札及び契約の適正化などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

また、契約審査体制のチェックを強化する観点から、契約監視委員会において契約審査委員会及び契約審査部会での契約審査状況をチェックする。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、日本原子力研究開発機構のホームページにて公表する。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、契約監視委員会の点検を経て、調達等合理化計画の改定を行う。